

9 議事

■ 報告事項

(2) 既定計画目標値の進捗について

1 既定計画目標値

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂）平成27年3月」（以下「既定計画」とします。）では、ごみの排出抑制目標を以下のように定めています。

◆図表1 既定計画の排出抑制目標に関する方針（抜粋）

ごみ排出量の減少は、ごみ処理の有料化による減量効果が表れたものですが、近年のごみ排出量が横ばい傾向となっていることからすると、その効果は概ね浸透したものと考えられます。

ごみ処理の有料化によるごみ減量効果については、数年以内に慣れ等によりごみ量が増加に転じる（リバウンドという。）場合があります。

東部圏域におけるごみの排出抑制目標は、今後も排出抑制対策を継続し、ごみ処理の有料化による効果も見込み、ごみ処理の有料化によるリバウンドを防止し、ごみ排出量を維持していくものとします。

【排出抑制目標に関する方針】

『ごみ処理の有料化によるごみ排出量のリバウンドを防止する。』

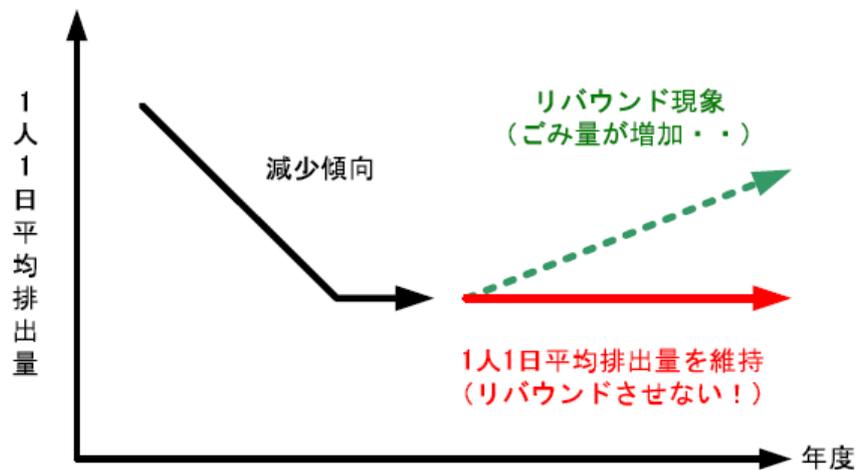


図 2-1-2 東部圏域の排出抑制目標に関する方針

2 ごみ排出抑制目標の進捗

既定計画に示すごみ排出抑制目標は、排出レベルを維持することですが、その進捗を確認するため、策定後の1人1日平均排出量等について、目標量と実績量の比較について、以下に示します。

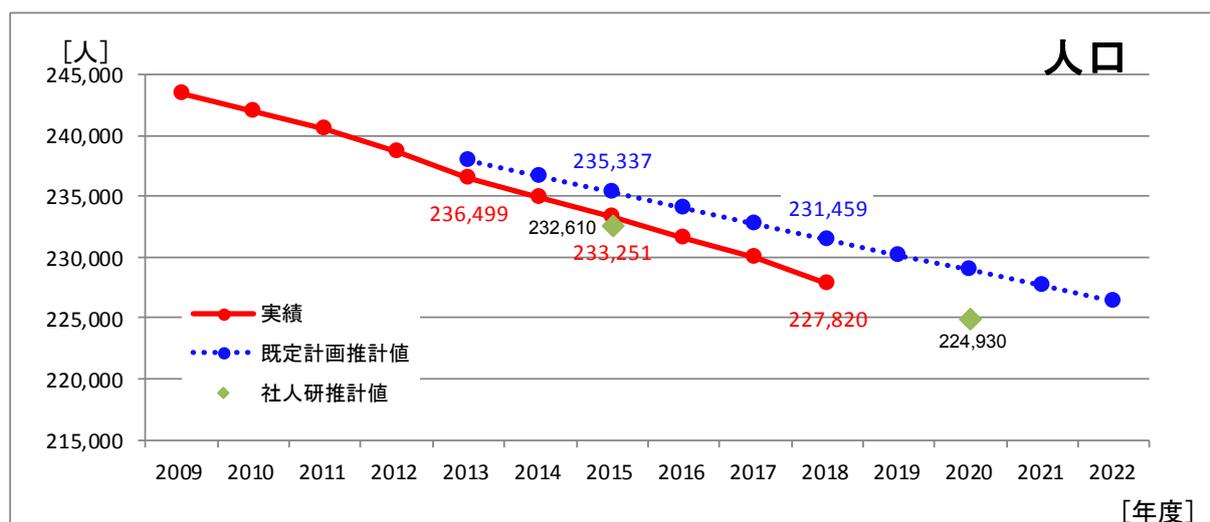
2-1 行政区域内人口

行政区域内人口は減少傾向が継続しており、既定計画推計値に比べ減少傾向が大きくなっています。

計画策定後(2014年度以降)の行政区域内人口は減少しており、2018年度には227,820人と、既定計画推計値に対し3,639人減(-1.6%)です。

ここで、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」とします。)における将来人口の推計値をみると、実績値と同様に減少すると見込まれています。そのため、この減少傾向は今後も継続するものと想定されます。

◆図表2 行政区域内人口



※国立社会保障・人口問題研究所による将来推計値

国勢調査人口を基に、年齢別の出生・死亡、転入・転出等を勘案した将来推計値であり、全国市町村別に示されています。

2015年の実績値(国勢調査人口232,610人、住民基本台帳人口233,251人)が異なるように、直接比較はできません。

人口の年平均減少率は、推計値(2015年から2020年)は0.7%であり、住民基本台帳人口実績値(2013年度から2018年度)の0.7%と同値です。



(資料:「将来の男女5階級別推計人口」国立社会保障・人口問題研究所)

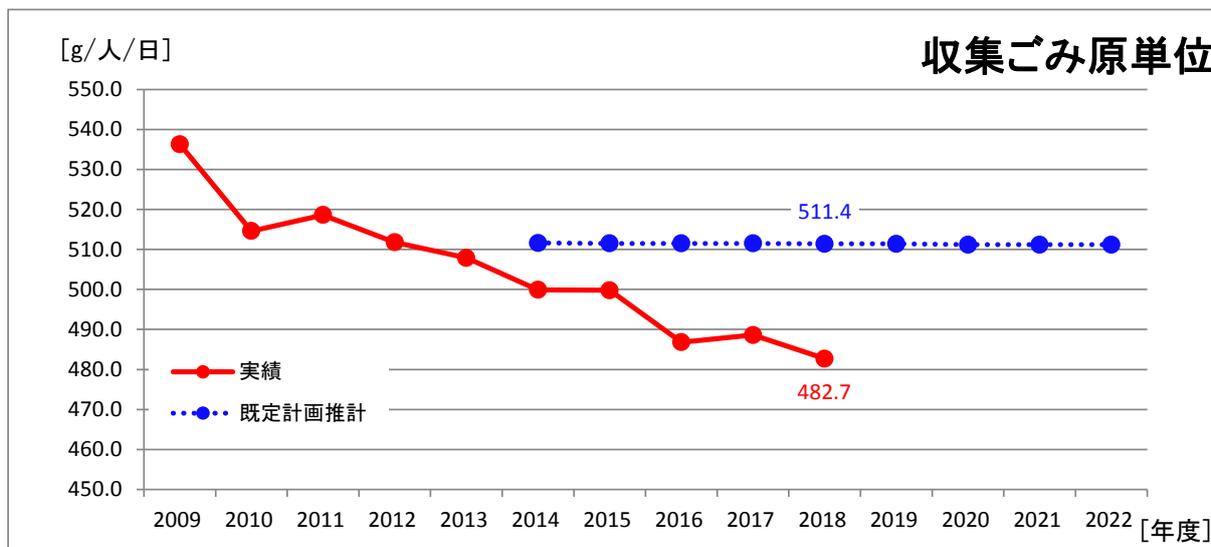
2-2 収集ごみ量

収集ごみ1人1日平均排出量は、計画策定後（2014年度以降）において減少しており、2018年度には482.7グラムと、既定計画目標量の511.4グラムに対し28.7グラム減（-5.6%）です。

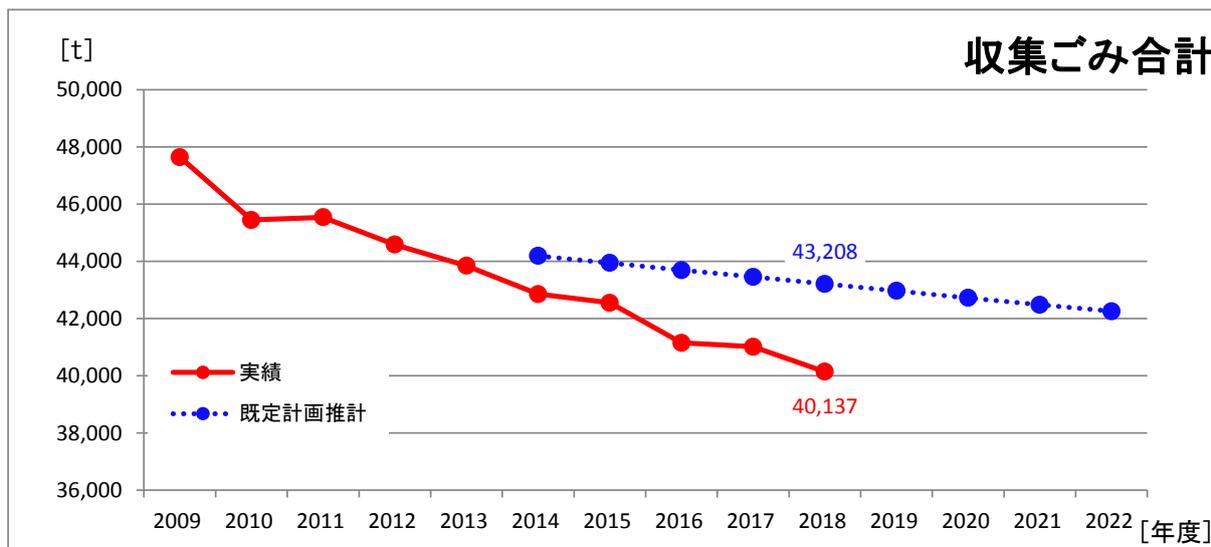
年間量は、2018年度に40,137トンと、既定計画目標量の43,208トンに対し3,071トン減（-7.1%）です。1人1日平均排出量より減少幅が大きく、年間量の減少は、行政区域内人口減もその要因となっています。

◆図表3 収集ごみ排出量

〔1人1日平均排出量〕



〔年間量〕



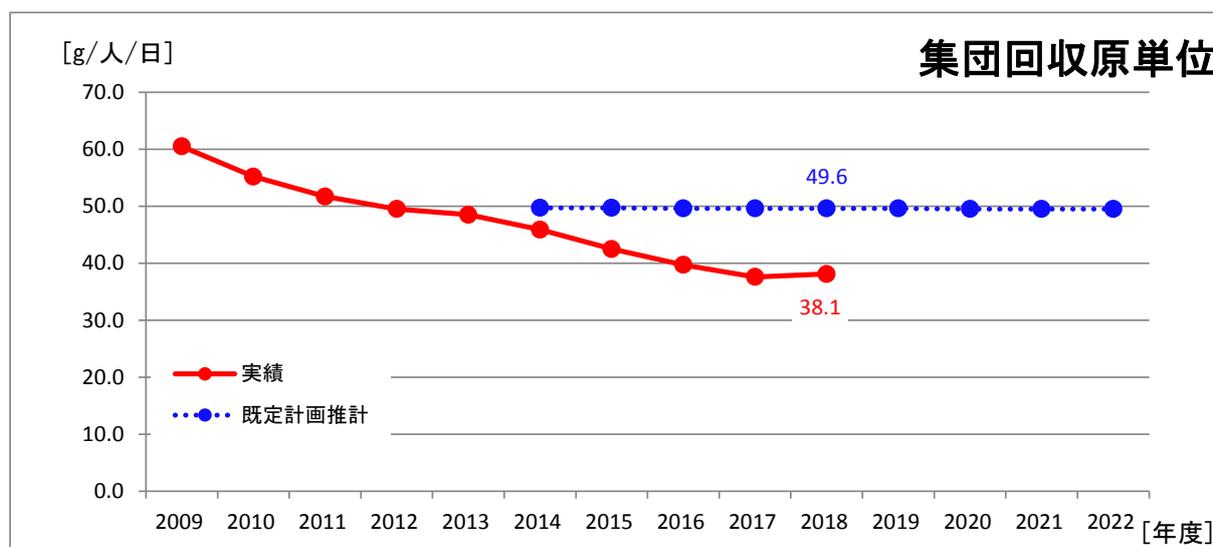
2-3 集団回収量

集団回収は、古紙類を中心に行われています。1人1日平均排出量は、収集ごみと同様に計画策定後（2014年度以降）において減少しており、2018年度には38.1グラムと、既定計画目標量の49.6グラムに対し11.5グラム減（-23.2%）です。

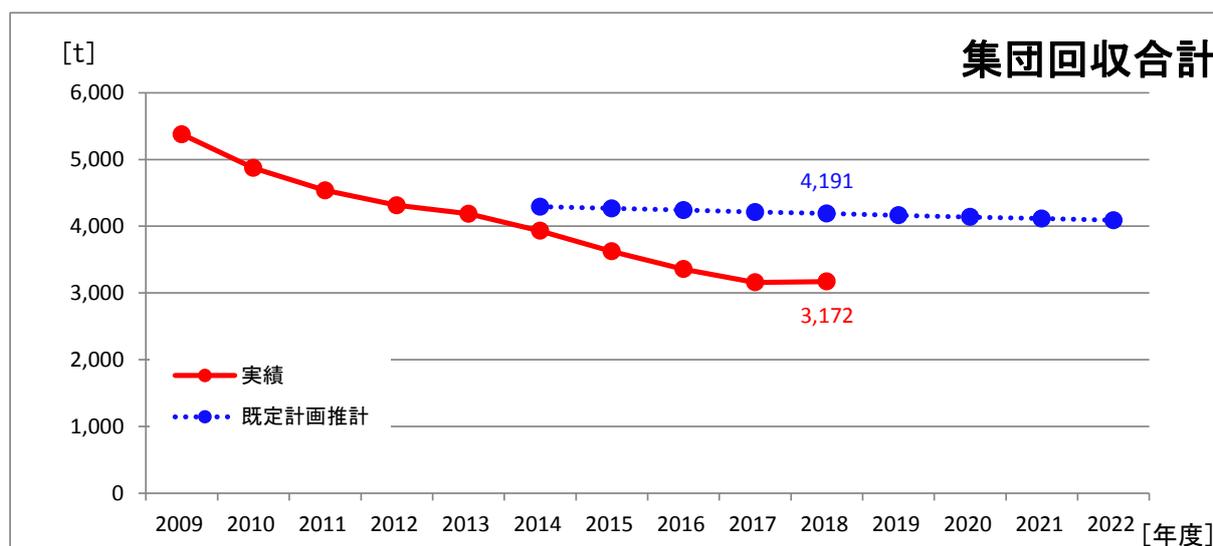
集団回収量の減少は、行政区域内人口の減少も要因ですが、古紙類を主とした回収量の減少が大きく影響しています。古紙類回収量の減少は、新聞や雑誌等の販売量の減少が一因となっています。

◆図表4 集団回収量

[1人1日平均排出量]



[年間量]

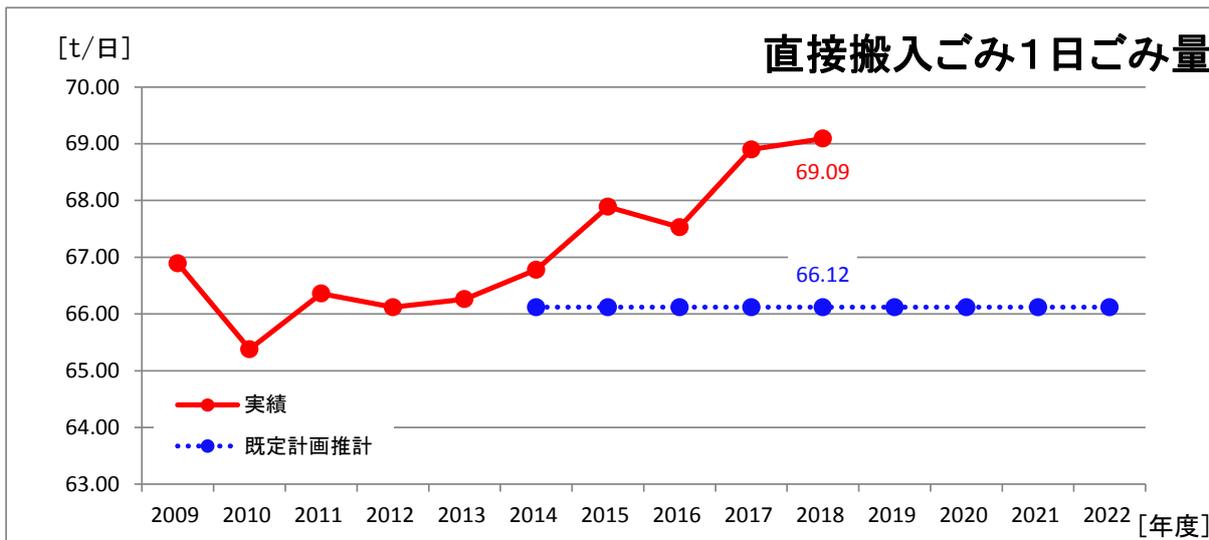


2-4 直接搬入ごみ量

直接搬入ごみは、事業者が排出されるごみと住民が処理施設に直接持込するごみの合計量です。

1日平均排出量は、収集ごみとは逆に計画策定後（2014年度以降）において増加しており、2018年度には69.09トンと、既定計画目標量の66.12トンに対し2.97トン増（+4.5%）です。

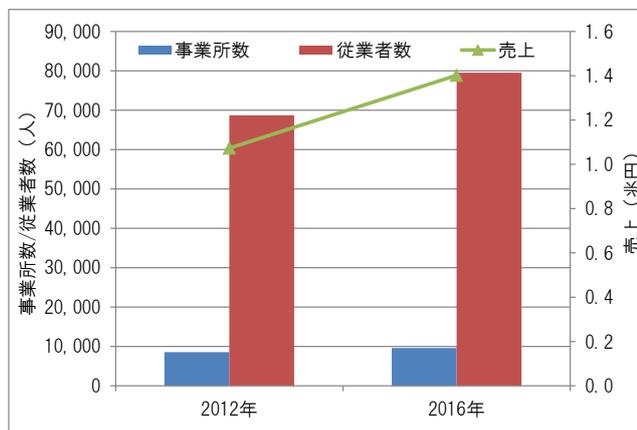
◆図表5 直接搬入ごみ排出量原単位（1日平均排出量）



※総務省統計局 経済センサス活動調査

総務省統計局が4年毎に実施している経済センサス活動調査を基に、2012年と2016年の組合構成市町の経済活動を比較しました。

組合を構成する1市4町では、事業所数、従業者数、売上のすべてにおいて増加しており、直接搬入ごみ量増加の1つの要因と考えられます。



(資料:「経済センサス活動調査」総務省統計局)

2-5 排出抑制目標に関する課題

収集ごみは減少しており、既定計画に示す有料化後のリバウンド現象はみられません。一方で、直接搬入ごみは増加していますが、事業所の指標となる事業所数、従業者数、売上からすると、既定計画時の排出量まで削減することは困難であると考えます。

(3) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定方針（案）について

一般廃棄物処理（ごみ）基本計画については環境省からごみ処理基本計画策定指針が示されています。（下記のとおり）

ごみ処理基本計画策定指針

(H28.9環境省)【抜粋】

1 ごみ処理基本計画の位置づけ

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

2 策定に当たって整理すべき事項

ごみ処理基本計画の策定に当たっては、

- (1) 人口や産業の概況、
- (2) ごみ処理の現況や課題
- (3) 国、関係都道府県、関係市町村におけるごみ処理行政の動向等の計画策定の背景

を整理した上で、計画策定の基本的考え方を示すものとする。

(4) 計画策定の基本的考え方

① 計画策定の趣旨

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等について整理する。また、改定の理由について整理する。

② 計画の位置付け

ア. 他の計画等との関係

関連法令や上位計画、都道府県・市町村の関連計画とごみ処理基本計画の関連を整理し、当該市町村のごみ処理に関する基本的な方針を定めるものであることを明確にする。

イ. 計画対象区域

計画対象区域については、当該市町村の区域内全域を対象とする必要がある。

ウ. 計画の範囲

計画の範囲については、市町村が自ら処理、あるいは市町村以

外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、市町村の実情に応じて多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物、当該市町村のごみ処理施設で処理を行うし尿汚泥や産業廃棄物（いわゆる併せ産廃）等、それぞれ計画の対象となる廃棄物の範囲とごみの種類を整理する。

エ. 計画目標年次

計画の目標年次は原則として計画策定時より10～15年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設ける。なお、中間目標年次については、ごみ処理基本計画の改定が概ね5年ごとであることを考慮して設定することが望ましい。

3 ごみ処理基本計画の策定

ごみ処理基本計画では、廃棄物処理法第6条第2項に基づき、次に掲げる事項を定める必要がある。

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみの性状、処理主体、処理方法等を勘案した区分ごとに定める。また、見込みを行う際には、地域の開発に関する計画を十分考慮する。

(2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

市町村、住民及び事業者のそれぞれにおいて講ずべき方策を定める。

(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

再生利用を推進する観点等から定めるものとする。

(4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体を定めるものとする。

(5) ごみの処理施設の整備に関する事項

施設の種類ごとに施設能力、処理方法等を定める。

(6) その他ごみの処理に関し必要な事項

例えば、廃棄物減量等推進審議会、廃棄物減量等推進委員等に関する事項を定めるものとする。

この策定指針に基づき、既定計画との整合性や社会的な変動要素等を勘案し、次年度からの一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定するものです。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の構成（案）

○はじめに

計画策定の趣旨

○第1章 圏域の概況及びごみ処理の状況

第1節 圏域の概況

第2節 ごみ処理の現況及び課題

第3節 ごみ処理行政の動向

第4節 計画策定の基本的考え方

○第2章 ごみ処理基本計画の策定

第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み

第2節 ごみの排出抑制計画

第3節 分別収集計画

第4節 ごみ処理計画

第5節 新可燃物処理施設の整備概要

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

10 その他

・ 計画策定に係る審議スケジュール（案）について

本審議会では一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定に関し、合計3回の審議を予定しています。

なお、令和元年10月の審議を経て、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）」についてのパブリックコメントを行い、住民の意見を募集します。

◆ 審議スケジュール（案）

年 月	名 称	内 容
R1. 8. 23(金) 【本会】	第1回審議会	議事 (1) 既定の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について (2) 既定計画目標値の進捗について (3) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定方針（案）について
R1. 10	第2回審議会	議事 (1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）について
R1. 11	パブリックコメント	
R1. 12	第3回審議会	議事 (1) パブリックコメントの結果について (2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について
R2. 1	答申	